

日本財団遺贈寄付サポートセンター 活動報告

第1回

想いを遺す遺贈へ

私たちの使命は、日本における遺贈寄付文化醸成を目的に、相談者の想いを遺す遺贈寄付の普及です。私たちは、遺贈寄付に関わる「終活」の悩みに寄り添い、相談者の問題解決のために可能な方法を探り、相談者ご自身が課題を乗り越え、最終的には「遺言」として確実に「カタチ」することで自らの人生の締めくくりを安心して迎えていただくことを目指し、取り組んでいます。

遺贈寄付サポートセンターからのご挨拶

向暑の砌、如何お過ごしでしょうか。

日本財団遺贈寄付サポートセンターが2016年4月に設立されてから、2年が経ちました。その間2275件のお問合せがあり、遺言作成に向けて相談を始められた方々は200名を越えました。ご相談の結果作成された遺言公正証書には、

- ・「経済的理由で十分な教育の機会を奪われている日本の子供たちへの支援に」
- ・「介護福祉施設の充実のために」
- ・「災害に見舞われた地域の復興のために」

など、それぞれの方の想いが記されています。

私たちは、この方々の想いを深く受け止め、遺贈によるご寄付を確実に行って参ります。昨年は、相談業務のほかに遺言書を書かれた方々のために終活サポートサービス「クラブさぽーと」を発足させました。「クラブさぽーと」では、定期的な電話による連絡やイベントへのご招待の案内などを行っています。

また、「1月5日は遺言の日」の周知キャンペーンでは、ゆいごん川柳の募集を行いました。ユーモア溢れる川柳で遺言に対する印象や家族への想いを表現することで、遺言を身近に感じていただくと共に、遺言の大切さを広く知っていただくことに努めました。

後世の人達に自分がどのように生きてきたのか、その生き様や想いを何らかのカタチにして贈ることで生きた証になる、それが遺贈です。

遺贈寄付に関心がおありの方は、どうぞ遠慮なくお問い合わせください。

皆様の人生の結びに何らかのお役に立てるよう、スタッフ一丸となり誠心誠意取り組むことをお約束します。

遺贈寄付サポートチーム

チームリーダー

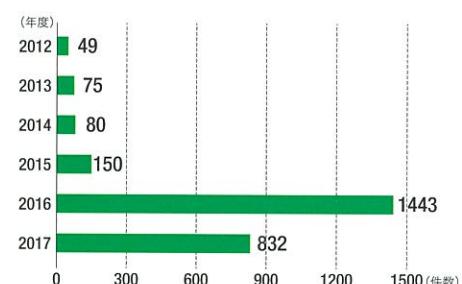
木下園子

2017年度 遺贈寄付受入件数と金額

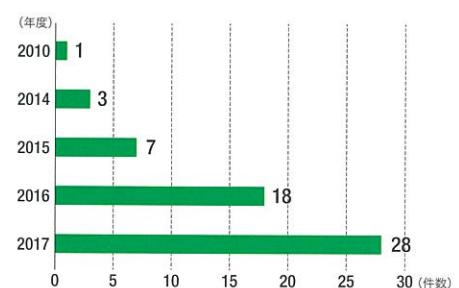
● 遺贈寄付	3件	223,068,455円
● 相続寄付	6件	28,000,000円

問合せ件数推移

累積2629件



遺言書受領数(作成連絡含む)推移



※遺言書の作成日ではなく、日本財団にご連絡を頂いた日の年度で集計

遺言者の想いが「カタチ」になり、若者達の夢を叶えています

活動	日本財団 夢の奨学金
状況	

「日本財団夢の奨学金事業」は児童養護施設出身者の自立支援作りを目指して実施するもので、奨学金は返済不要の「給付型」です。学費全額、生活費や住居費をカバーし、勉学やサークル活動などの経験を多く積んで本人の夢の実現をかなえることを支援しています。2016年度に、愛知、岐阜、三重の3県を対象に試験的に実施し、2017年度から募集を全国規模に拡大しました。これまでの3年間に、43名の若者達に支援をしています。このたび、遺贈寄付から68,744,660円、相続財産の寄付から11,000,000円のご寄付が、若者達の夢の実現のために役立てることができました。

夢の奨学金事業
奨学生

受給者からの感謝の声

“夢の奨学金”を得て「助かった」の一言です

大学生になって1、2年生の頃は、1日中お金のことばかり考えていました。こまめに照明の電気を切ったり、水の使用ができるだけ控えたり、バイトは3つ掛け持ち。授業後夕方から午後9時過ぎまでが飲食店、そのあと午後10時から翌日の午前6時までがコンビニです。少し寝て、学校に行く毎日でした。その頃のことはあまり思い出せません。それでもお金は足りず、学費の支払いに困って中退を考えたこともあります。夢の奨学金をもらうのは、大学4年になってからでした。もっと早くもらえるようになっていたら、とも思いますが、お金のことで疲弊していた1、2年生の頃だったら合格はしていなかったのではと思います。夢を明確に持ち、人にも語れるようになったのは、あの時期を経たからこそではないか、そう思っています。夢の奨学金を得た気持ちは、「助かった！」の一言に尽きます。お金があるということで余裕が生まれ、一歩引いて自分や周りを見ることができるようになると実感しましたから。社会人になる日まで、大学生として経験できることを精一杯やっていくつもりです。



日本福祉大学社会福祉学部卒業※
清水 唯歩

(※受給当時、2018年6月現在大学を卒業し、公務員として働く)



中京大学法学部法律学科3年
長谷川 俊介

夢を照らした希望の光～日本財団夢の奨学金～

私は教師になるという夢をずっと抱いていました。しかし、社会的養護出身である自分は、教師になるという夢を叶えるどころか、大学へ進学することさえも叶わないことだと考えていました。そんな自分に、希望の光が差し込んだのは高校3年生の時です。日本財団夢の奨学金一期生に選ばれ、ありがたいことに大学へ進学できたのです。

もし夢の奨学金がなかったら、ということを考える時があります。きっと自分はバイト漬けになり、まともな大学生活は送れず、学習環境も整わなかっただことだと思います。しかし、今は夢の奨学金が給付されるおかげで、成績上位で3年生まで進学することができ、日々の勉強も順調に進んでいます。

教員採用試験まであと約1年を切りました。これからも学校ボランティア活動などで経験値を高めながら、夢を叶えるための努力をし続けたいと思います。



芸術大学 3年
近藤 萌

夢を“持てる”ということ

施設にいた時は大学に行くことは考えることができませんでした。さまざまな理由が私の「進学」への選択肢を静かに消していくんだと思います。今大学に通えることは私にとって奇跡に近いことで、大学進学後は学びたかった芸術の勉強ができています。

奨学金を受ける前は生きることに精一杯で、夢なんてとんでもない。所詮夢は夢、と思っています。しかし、以前ではありえなかった自分の時間を持つことができ、制作に励むことができたことで、いつか自分の店を出したいという「夢」を持つことができました。この「夢」を叶えるのは現実的には難しいことですが、でも以前の自分なら夢を持つことすらなかった。それがこの奨学金を受けた後の大きな変化です。奨学生の原資をご提供下さった寄付者の皆様に心から感謝しています。

海外への支援



ミャンマーにおける障がい児の特別教育支援学校建設

ミャンマーでは子どもの成長期の脳感染症や髄膜炎の発症が原因となって、精神発達不全や、学習障害、身体障害、コミュニケーション障害、を来たすケースが多く認められ、自閉症やダウン症候群なども子どもたちを襲う脅威となっています。しかしながら、ミャンマー最大都市であるヤンゴンにおいても、そういう障害を持つ児童をケアできる学校は限られており、特別支援を必要とする児童の数は300～500人にものぼりました。大阪在住の匿名の女性から「海外の恵まれない子どもたちのために」と遺言により託された寄付金で、ヤンゴンではモデル校となる要特別支援児童のための訓練施設が建設されました。それまで、特別なケアを受けられなかった子どもたちに、笑顔で過ごせる場所を提供することができました。

名称

New World Therapeutic Training Centre

建物概要

鉄筋コンクリート5階建て、敷地面積約2,000m²

建設費用

150,000,000円(1,374,407MMK)



遺贈寄付サポートセンター

スタッフ紹介



チームリーダー
木下 園子
(准認定ファンドレイザー)

ご相談者の想いは、それぞれ十人十色です。それぞれの想いを大切に尊重し、その方の築き上げた財産で将来にも想いと希望を繋いでいただけるよう、スタッフ一同心をこめてお手伝いさせていただきます。



相談員
佐藤 恵子
(ファイナンシャルプランニング技能士)

「伝えたい想いはありませんか」長きにわたり相談業務に携わってまいりました。ご相談内容から学ぶものが多く、これまでの経験から遺贈や遺言書作成等のサポートをさせていただいております。より良い終活のためにお気持ちに寄りそい解決していく糸口が見つかればと思っています。お気軽にご相談くださいませ。



相談員
清水 くに子
(ファイナンシャルプランニング技能士)

遺言を書こう、遺贈をして社会貢献をしようと思われてもなかなか思うように進まなくて、ということはございませんでしょうか。ご相談の方々それぞれにお悩みの事柄は異なることだと思います。初めてのことでしたらなおさらのことでもございます。そのような時には思い切ってお電話をいただけたらと思います。「電話してよかったです、一歩前進したようだ」と思っていただけるように努めたいと存じます。



相談員
野中 芙奏
(わかな)
私の両親や義父母は生前、終活がなかなか進まないことに悩んだり、自分の希望を伝える前に病状が進んでしまったりしました。当時の「個人では難しいこともある」という思いが、今、遺贈や終活のお手伝いをさせていただいているきっかけです。どうぞお気軽にお声をおかけくださいませ。



相談員
青木 伸夫
これまで、高齢者の方の相談・支援業務に数多く携わってまいりました。その経験を活かして相談業務に取り組んでおります。皆様方の遺贈に関するご相談から今後の心配事まで、お話を通じて少しでもお悩みが解決できるようでしたらとてもうれしいです。

専門委員(50音順)

医 師	喜多 悅子氏	笹川記念保健協力財団会長
弁護士	鈴木 大輔氏	東京リベルテ法律事務所所属
税理士	林 廣志氏	東京税理士会上野支部所属
弁護士	渡邊 誠氏	のぞみ総合法律事務所所属

1月5日は遺言の日です

日本財団では、広く社会に向けて遺言の大切さを周知するため、1月5日を「遺言(ゆいごん)の日」に制定し、遺言をテーマにした「ゆいごん川柳」を公募しました。

第2回

ゆいごん大賞「ゆいごん川柳」入選作品紹介

(期間: 2017年12月4日~2018年1月5日 応募総数14,597件)

大賞 (1作品)

こう書きと妻に下書き 渡される

(あーさまさん・59歳・無職・大阪府)

【講評】全日本川柳協会 以下講評同じ

遺言の下書きを妻から渡される夫には、もう夫の威厳も父の威厳も何もありません。丸裸で無防備なお父さんにくすっと笑ってしまう一句ですが、そこに見えてくるものは…。遺言の下書きを渡す妻の夫への絶大なる信頼と、そうかそうかとその通りに書く夫の妻への真っ直ぐな愛情です。このゆるぎない信頼と愛こそが本当の遺言ではないでしょうか。

入賞 (3作品)

財産は お前たちだと 遺言に

(みかどさん・66歳・無職・広島県)

【講評】

「遺言を残せるほどの金は無し」というのがほとんどの人の本音ですし、何も残してやることは出来なかつたけれど自分はお前たちが居てくれたおかげで幸せだったと思える親の幸せもあります。そんな複雑な親の心情をこの句は言い尽くしています。これ以上の遺言はないと思いました。

遺言に 母のレシピも 書いてあり

(よし得さん・75歳・無職・広島県)

【講評】

「ものより思い出」という言葉がありますが、これはその遺言版です。自分が貢献した遺産がレシピだけだとしたら。良いではありませんか。モノは使ってしまったら無くなってしまいますが、レシピ(母の味)はいつまでも残ります。母のレシピを書いた遺言が欲しいと思いました。

遺言に「仲良くあれ」と 書いた父

(浮遊人さん・68歳・無職・長野県)

【講評】

みんながこう言い残したい「仲良くあれ」だけにアリティーがあります。そうありたいと思いつつ思わず(難しいよなあ)と思ってしまう感覚。深いところで心をえぐられます。これが川柳の「穿ち(うがち)」です。

佳作 (6作品)

遺言と 書いたつもりが 遺書と書き

(秋菜さん・70歳・無職・千葉県)

遺言で やっとあなたを 理解した

(inahoさん・47歳・無職・栃木県)

それとなく 遺言のこと 親子酒

(笑司さん・71歳・無職・神奈川県)

ゆいごんを 聞きたかったよ お父さん

(島根のぼん太さん・49歳・その他・島根県)

ゆいごんで なりたい人になる私

(匿名希望さん・59歳・無職・東京都)

割り切れぬ 円周率と 遺産分け

(まいまいさん・48歳・会社員・京都府)

メディア掲載実績

●報道

2017年

4月1日	モーターポート新聞
4月6日	世界日報
4月13日	Yahoo!ニュース
4月19日	十勝毎日新聞
5月9日	女性自身
5月10日	リサイクル通信
6月19日	AERA
7月	ソナエ夏号
7月28日	NHK暮らし☆開設
8月25日	産経新聞
9月5日	NHK クローズアップ現代+
11月16日	女性セブン
12月	ソナエ冬号
12月4日	@Press
12月5日	マイナビニュース
12月9日	オルタナ
12月9日	公募ガイド
12月18日	読売新聞
12月23日	日本経済新聞

2018年

3月26日	週刊現代
3月31日	日本シニアリビング新聞

●広告

2017年

11月20日	全国紙5紙・東京本社版
--------	-------------

2018年

3月20日~28日	全国紙5紙・東京本社版、地方紙56紙
-----------	--------------------

●企画特集

2018年

3月2日号	週刊朝日「遺贈寄付特集」
-------	--------------

「私には子どもがいません。
遺産は経済的に苦しい家庭の子どもの
教育支援に使ってください」

これは、あきらが遺贈をお譲りになったときの言葉です。
人生のめぐらしおに、次の世代へ贈り物をしたい。

いま、60歳以上の人に多い方が遺贈に関心を持ちます。

日本財団は、非営利の公益活動として、
無償でご遺贈実現のためのサポートを行っています。

日本財団 遺贈寄付サポートセンター ☎ 0120-331-531



この活動報告は、これまで当センターにお問合せのあつた方々にご送付しております。

これからお益を迎える季節となりますから、日本財団遺贈寄付サポートセンターでは、7月16日から7月31日までをご相談強化期間として、相談員の体制を強化してご相談をお受けいたします。

期間

7月16日(月)~7月27日(金) 10:00~16:00
(土・日・祝日は除きます)

なお、上記以外の期間でもご相談をお受けしておりますので、お気軽にご相談下さい。相談員一同、皆様からのお電話をお待ち致しております。